

岡山県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

【令和 2 年 3 月 30 日規則第 2 号】

改正 令和 4 年 2 月 22 日規則第 7 号 令和 6 年 3 月 27 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（令和 2 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続等)

第 2 条 育児休業の承認の請求は、管理者が別に定める様式による育児休業承認請求書により、条例第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の 1 か月（次に掲げる場合は、2 週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の 1 歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳 6 か月到達日以前の日である場合

2 管理者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の「2 回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」については、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの 1 人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

4 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から 57 日間に職員（当該期間内に岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）第 7 条第 9 号に掲げる場合における休暇により勤務しない職員を除く。以下この項において同じ。）が当該子についてする育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる育児休業を除く。）のうち

最初のもの及び2回目のものをいう。職員が双子等複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

(条例第2条第2号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第2条の2 条例第2条第2号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)

第2条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合)

第2条の4 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 育児休業の承認に係る子について、保育所等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として育児休業の承認に係る子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者及び同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（当該子の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。次条において同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
- (3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第2条の5 条例第2条の4第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 育児休業の承認に係る子について、保育所等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として育児休業の承認に係る子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳6か月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
- (3) 第2条の3に規定する事情に該当した場合

第3条 削除

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1か月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 第2条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の規定による届出は、管理者が別に定める様式による養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項本文の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（職務復帰）

第6条 育児休業の承認を受けた職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認

を取り消されたときは、職務に復帰するものとする。

(勤務した期間に相当する期間)

第7条 条例第7条第1項の規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項の規定による停職にされている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったことに起因する休職にされていた期間を除く。)

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第8条 条例第8条の規則で定める日は、岡山市町村総合事務組合職員給与条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第15号)第5条第4項に規定する昇給日とする。

(育児短時間勤務計画書)

第8条の2 条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、管理者が別に定める。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続等)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まない。職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの1人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

2 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、管理者が別に定める様式による育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

3 第2条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(条例第16条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第11条 条例第16条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている場合にあつては、1年間の勤務日が121日以上)で、1日の勤務時間が6時間15分超とされている非常勤職員とする。

(部分休業の承認の請求手続)

第12条 部分休業の承認の請求は、管理者が別に定める様式による部分休業承認請求書により、部分休業を始めようとする日の1か月前までに、部分休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

2 第2条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和2年3月30日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月22日規則第7号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岡山市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月27日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。